



福岡県医発第 149 号(総)

平成 19 年 4 月 20 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公印省略)

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第2版」の策定について

標記につきまして、福岡県保健福祉部を通じ、厚生労働省より別紙のとおり通知がまいりましたのでお送り致します。

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、平成 17 年 3 月 31 日に、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律への適切な対応等について示されたものであります。

今回策定されました標記ガイドライン第2版は、前ガイドライン策定後に、医療情報による連携をすすめる上で、より「安全なネットワーク基盤の確立」や、医療における IT 基盤の災害等への対応を明確化することが求められたことを踏まえ、策定されたものであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、標記ガイドラインは下記ホームページに掲載されております。

URL : <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/03/s0301-12.html>

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



19医指第148号
平成19年4月11日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会长
社団法人福岡県私設病院協会长
社団法人福岡県精神科病院協会长
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課医療指導係)

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第2版」の
策定について

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省医政局長から、別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。





医政発第 0330033 号
平成19年3月30日

各

都道府県知事
社会保険事務局長

殿

厚生労働省医政局長

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第2版」の
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）」は、平成17年3月31日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行等について」（医政発第0331009号薬食発第0331020号保発第0331005号厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長 厚生労働省保険局長連名通知）の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）への適切な対応等について、示したところである。

ガイドライン策定後、平成18年1月、高度情報通信技術戦略本部（IT戦略本部）より発表された「IT新改革戦略」では、「e-Japan戦略」に比べて医療情報の活用が重視されており、様々な医療情報による連携がメリットをもたらすものと謳い、連携の手法、またその要素技術について種々の提言がなされている。そのひとつに「安全なネットワーク基盤の確立」が掲げられている。

他方、平成17年9月に情報セキュリティ政策会議により決定された「重要インフラの情報セキュリティ対策に係わる基本的考え方」において、医療をIT基盤の重大な障害によりサービスの低下、停止を招いた場合、国民の生活に深刻な影響を及ぼす「重要インフラ」と位置付け、医療におけるIT基盤の災害、サイバー攻撃等への対応を体系づけ、明確化することが求められたところである。

これらの状況を踏まえ、「医療情報ネットワーク基盤検討会」において、「(1) 医療機関等で用いるのに適したネットワークに関するセキュリティ要件定義」、「(2) 自然災害・サイバー攻撃によるIT障害対策等」の検討を行い、別添のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第2版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、厚生労働省ホームページへも掲載予定としているので、念のため申し添える。